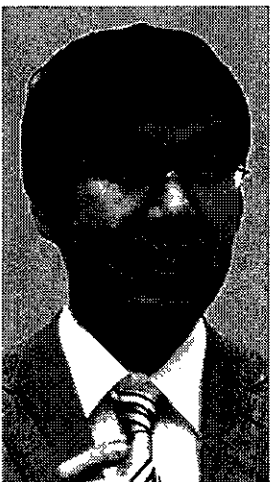


緻密な改正だが思わぬ穴も



千葉県庁職員
千葉正佳氏

石渡 正佳 氏に聞く

かも不明瞭だ

許可更新延長は自治体の権限強化の面も

——優良業者の許可更新期間が延長されるが。

「同じ業者なのに自治体ごとに許可期間がまちまちになると、公平性を欠くことになるし、自治体、排出事業者、処理業者のいずれにとっても許可期間管理が煩雑になり、うっかり失効が増える懸念がある。大手建設業者などは委託先処理業者が数社にもなり、許可期間が異なるのがかなりの混乱が予想される。混乱回避のためには、初回許可は5年、改善命令などを受けていない場合は6年、7年にする必要がある。全国一律の基準で運用した方がいいと思う。なお、許可期間の短縮(申請7年に対して許可5年など)は不利益処分に当たるので、新たな行政処分のメニューが加わったのと同じ効果を有する。改善勧告3回で許可期間短縮といった運用をする。改善勧告が処分を付与する効果が出てくる。許可期間の延長だからといって単純な規制緩和ではなく、運用によって自治体の権限を強化する面がある」

——そのほか影響が大きいと思われる事項は。

「処理業者が委託した産業廃棄物の適正処理が困難になった場合は、排出事業者に通知すること、通知を受けた排出事業者は環境保全上の措置を講じ自治体に報告することとされたが、マニフエント回付があり、処理が完了したことになる。措置義務の対象になるのか、明確でない。マニフエント回付があっても戻り処理に回付が戻らなくても、処理業者が未処理のまま放置している産業廃棄物の全量について排出事業者が措置しなければならなくなり、排出者責任に歯止めがなくなる。この改正も運用によっては自治体の権限強化になる」

業者などの問題を起こした時に確認義務違反として措置命令の対象になる可能性がある。排出事業者は厳しい改正だと受け止めるべきだ。確認の方法は通知されると思うが、現地確認の頻度については年一回が限度である。優良化推進事業による情報公開と自治体の優良性認定をもって現地確認義務を免除するのであれば、情報公開基準を明確化する必要がある。現状では公開情報が複数に分散しており、様式や内容もまちまちで、公開情報を読みこなすには努力を要する。現地確認を第三者委託する場合には、写真付きの報告書を指導すべきである」

——建設廃棄物の処理責任が明確化されるが。

「下請業者を排出事業者とみなした場合でも元請業者の排出者責任は免責にならないことについて、通知で明確にすべきだと思う。みなし排出事業者は自ら処分はできないようだが、廃棄物の選別や、選別後の有価物の売却もできないのか、明確ではない。下請業者が処理業の許可を持っている場合でもみなし排出事業者になれるのかどう

廃棄物 処理法 改正 動向 を 読む ④

今回の処理法改正は、自治体の運用面にも大きな影響を与えそうだ。産廃GXNとして活躍、千葉県銚子市で不法投棄撲滅を実現した経歴を持つ同県職員の石渡正佳氏は、今回の改正案を「実務的な細かい改正だが、思わぬ穴もあり、自治体の権限を高める可能性が高い」とする。また、今後の運用いかんでは、排出事業者責任は非常に重いものになることも指摘する。石渡氏に行政担当として制度運営や現場管理に携わった経験者から見た法改正のポイント、今後の留意点などを聞いた。

(黒石修)

15条施設の半数が 事業所内脱水施設

——施設の定期検査などが義務付けられるが。

「自治体に廃棄物処理施設定期検査を義務付けることも、設置者にも維持管理計画、維持管理情報のインターネットなどによる公表を義務付けることによる公表を義務付けた。施設の検査を5年に一度の業許可更新時にしか行っていない場合もあったので、定期検査は良いことだと思う。検査方法、施設設置許可の取り消し基準、維持管理情報の公表基準、施設基準が改正された場合に既存施設に適用するかどうかなどについて、通知で明確化してほしい。」

——排出責任の強化については。

「排出事業者による廃棄物の保管の届出対象となる保管量や保管期間について、届出最低限がどの程度になるのかが気になる。少量な保管量ですべて届出対象にするよりは実務的に不可能だと思う」

——排出事業者による委託処理状況の確認努力義務については。

「努力義務とはいえ、これまで自治体は検査しているが、実は排出事

運用いかんでは排出事業者非常に重い内容